

# 「特別の教科 道徳」

## ポイント解説資料

### 解説マンガ

何が変わる?  
「特別の教科 道徳」…………… 島恒生／たら子

### ポイント1 小学校

道徳科は何を目指すのか…………… 藤永芳純

### ポイント2 中学校

「特別の教科 道徳」の設置と  
学校が対応する課題…………… 吉澤良保

### ポイント3 評価

道徳科の評価はこうすればできる  
評価文例…………… 服部敬一  
道徳科の評価をどうするか(実践事例) …… 坂部俊次

### ポイント4 教員養成

教科化に向けた  
教員養成の在り方について…………… 岡田芳廣

### 新旧対照表＋ポイント解説

小学校 学習指導要領 新旧対照表  
中学校 学習指導要領 新旧対照表  
学年段階・学校段階の一覧表

### 連載

地球の仲間からのメッセージ  
カラスなぜ鳴くの?…………… 長瀬健二郎

### 「特別の教科 道徳」 教科化スケジュール

年度	平成26年度 (2014年)	平成27年度*1 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)
小学校	学校教育法 施行規則 一部改正	平成27～29年度 移行期間*2			教科化スタート	
		編集	検定	採択	教科書使用開始	
中学校	学習指導要領 一部改正	平成27～30年度 移行期間*2			教科化スタート	
		編集	検定	採択	教科書使用開始	

### 日文の実践事例、教科情報

詳しくはWebへ!

未来をにう子どもたちへ

日本文教出版 / 秀学社

\*1 年度内に学習指導要領解説の発行と評価に係る検討を予定 \*2 一部改正学習指導要領の主旨・内容を踏まえた取組が可能

# 何が変わる?

## 『特別の教科 道徳』

(道徳科)

監修：島 恒生 (畿央大学大学院教授)

作画：たら子

原作：日本文教出版 編集部

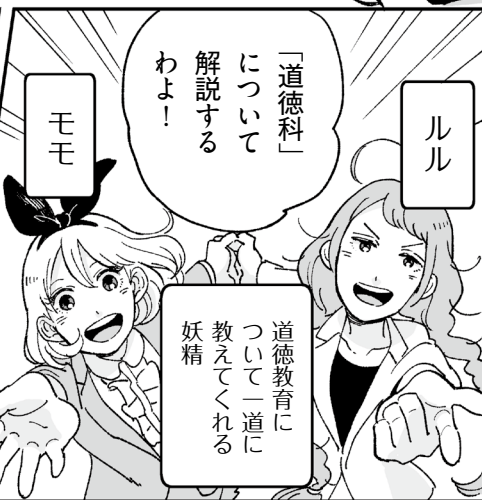


道徳が特別の教科になると何がどうなるんだろう……? ?

とくだ かずみち  
新米の  
中学校教師



なんて都合がよいんだ! お願ひします!

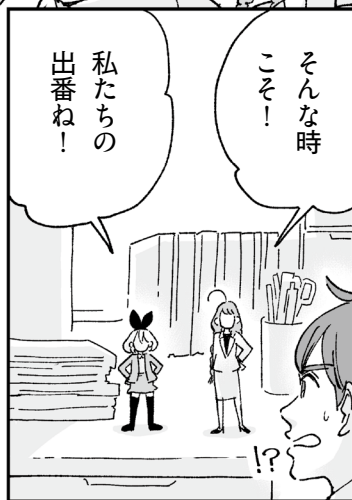


モモ

ルル

「道徳科」について解説するわよ!

道徳教育について一道に教えてくれる妖精



私たちの出番ね!

そんな時こそ!

※「どくた先生? とくだ先生!」は、弊社ウェブサイトで公開している「道徳教育を解説するマンガ」です。  
このマンガは、その特別版です。

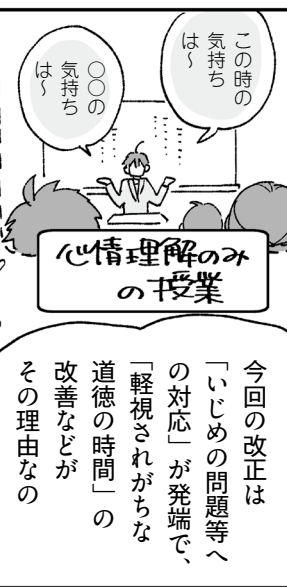


こんな授業僕も心当たりあるなあ……

それを皆で変えていくんだ!



わがきふことを  
知らせる授業

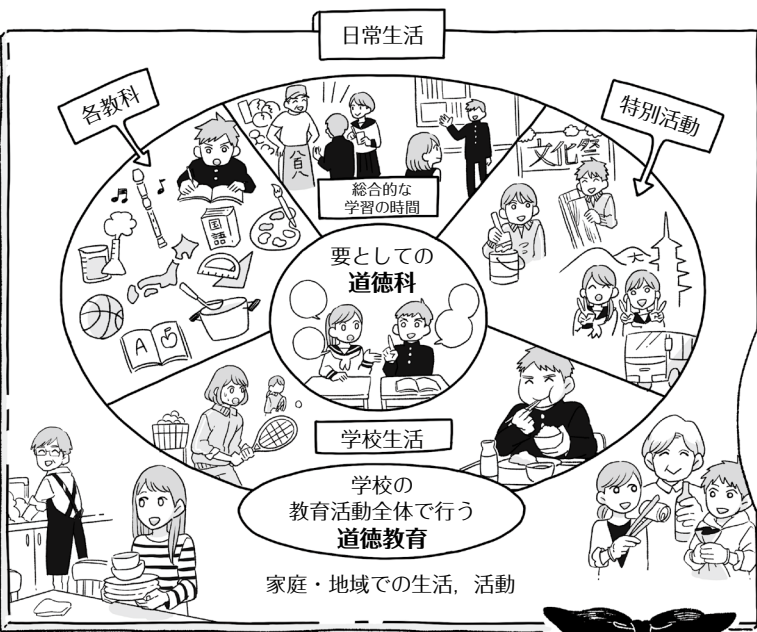


心情理解のみの授業

今回の改正は「はじめの問題等への対応」が発端で、「軽視されがちな道徳の時間」の改善などがその理由なの

## 学習指導要領等の

## 一部改正の理由



# 道徳教育全体で 変わること・変わらないこと

道徳教育の  
基本的な  
考え方は  
変わらないわ

- ・道徳科を<sup>かなら</sup>要として  
学校の教育活動  
全体で行うこと
  - ・内面的な資質である  
道徳性を養うこと
- この二つね

※小学校では、  
この他に  
「外国語活動」が  
あります。



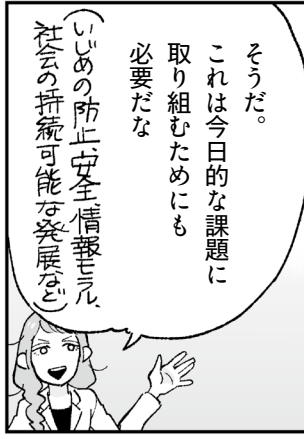
誰かに言われて  
やるだけじゃダメ。  
自分で考えて  
行動することが  
大切な



道徳教育は、(中略) 自己の生き方<sup>\*</sup>を考え、  
主体的な判断の下に行動し、自立した人  
間として他者と共によりよく生きるため  
の基盤となる道徳性を養うことを目標と  
する。

「一部改正 小学校学習指導要領 第1章 総則 第1の2」  
※中学校は「人間としての生き方」

その道徳教育  
の目標が  
分かりやすく  
変更されたんだ



（い）めの防止、<sup>中</sup>女<sup>生</sup>情報モリ、  
社会の持続可能な発展など  
必要だ  
これは今日的な課題に  
取り組むためにも  
必要だ



主体的に…



自立が  
大切なんだ  
ね！

# 道徳科で変わること・ 変わらないこと

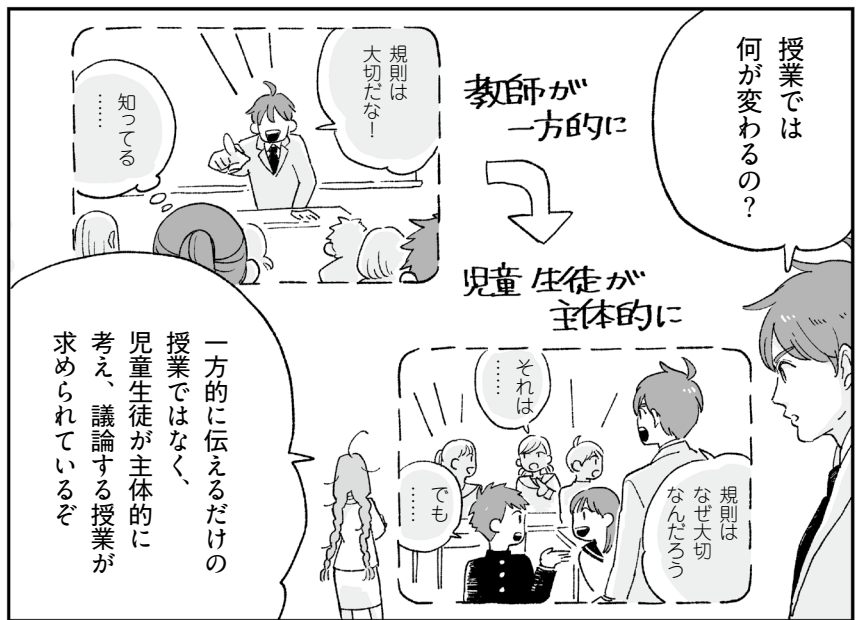
道徳科の目標は  
こう変わったぞ！

(前略), よりよく生きるための基盤となる道徳性を  
養うため, 道徳的諸価値についての理解を基に, 自  
己を見つめ, 物事を<sup>※1</sup>多面的・多角的に考え, 自  
己の生き方<sup>※2</sup>についての考えを深める学習を通し  
て, 道徳的な判断力, 心情, 実践意欲と態度を育てる。

〔一部改正 小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 第1〕

※1 中学校は「物事を広い視野から」

※2 中学校は「人間としての生き方」



授業に  
問題解決的な学習や  
体験的な学習も  
取り入れるの？

指導方法の  
工夫は大切ね。  
ただし、  
道徳科は道徳的価値を  
真正面から考える  
時間よ

例えば、具体的なおじきの仕方を体験するだけじゃなくて…

どうして  
大切  
なんだろう

その行為の意義を  
考え合うことが  
必要なんだね！

指導内容全体では  
自尊感情やいじめの防止に  
関わる追加や変更もあるわ

## 評価について

評価も必要と  
聞いたけど……  
できるかな……

その子の  
学習状況や  
道徳性の成長の  
様子を見るのよ

それはしっかり  
見ようと  
いつも心掛けて  
いるつもりだよ！

その子の成長を  
励ますようにね！

それを  
記述  
するんだ

※評価の在り方については、平成27年度中に  
専門家会議で審議される予定です。

道徳教育の  
基本的な考え方は  
「変わらない」けれど  
児童生徒が真剣に  
考え合う授業に  
「変えて」いく

教育活動全体で  
行う道徳教育も  
大切だぞ！

はい！  
先生方皆で  
力を合わせて  
取り組んで  
いきます!!

チーム力！  
その意気だ!!

# 道徳科は何を目指すのか

大阪教育大学 名誉教授 藤永 芳純

平成27年3月27日、「特別の教科としての道徳（道徳科）」の設置について、学習指導要領の一部改正が告示された。「道徳の教科化」である。私たちは歴史の大きな転換点の「当事者」である。

## 1 教科化への道筋の概要

文部科学省が示した「道徳教育の抜本的改善・充実」（平成27年3月）が簡便な手がかかりであろう。道徳の時間の課題例として、以下のことがあげられている。

- ・「道徳の時間」は、各教科等に比べて軽視されがち

- ・読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導

- ・発達の段階などを十分に踏まえず、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業

思い当たることがあるだろう。そこで、

「教科化」である。具体的なポイントとしては、次のように示された。

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入

- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善

- ☑ 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加

- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫

- ☑ 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に関する成長の様子を把握

- 要するに、「考え、議論する」道徳科への転換により、児童生徒の道徳性を育むというのが今回の教科化の主旨である。「これまででも考える授業に取り組んできている。」という声が聞こえてくるが、より具体的に可視的な成果を早急に求められている。

## 2 教科化で、何が起きるか

では、教育現場で何が起きるだろうか。

- ・授業時数の確保が進み、授業の未履修が劇的に改善される。

- ・検定教科書が供給され、多様な授業指導が展開される、あるいは逆に教科書に頼る画一的な授業が展開される。

- ・評価基準、評価方法、実践事例についての議論が沸き起こり授業が充実する、あるいは逆に混乱する。

- ・教育現場は当面は変化を見せない。解説書や教科書、実践事例集が刊行されるのを待つ。いずれも個人的な極論である。やはり解説書、検定基準の公表を待ちたい。

## 3 道徳教育の目標

現行の記載は（平成20年告示）、昭和33年以降の流れの最新到達点である。改正のたびに、その時々の道徳的課題を反映した文言が付加され、現在はワンセンテンスで7行もの、相当に読み取りにくい印象の文章になっている。目標をシンプルに抜き出すと、こうである。

「道徳教育は、（中略）道徳性を養うことを目標とする。」（総則）

その道徳性の内容説明が、「(中略)」の部分と、この後の「道徳教育を進めるにあたっては」以下の配慮事項の文章である。ここを読むと、「道徳教育の内容」として示されていることの意味を凝縮して網羅していることが分かる。ただし、分かりやすく読みやすい文章とは言い難いだろう。

今回の改正ではどのようなようになったか。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。」(第1章 第1の2)

スリムになったが当然情報量は減った。自律性、自立性、主体性が強調され、他者との共生が言われているが、個の確立が前面に出ていると思われる。個の確立は本来的に社会性を含むと考えるべきであろうが、他者という人間関係についての言及にとどまり、集団・社会における広義の社会性についての表現が具体的にないことが印象的である。個の確立と社会の有意な構成員としての資質・能力の育成ということでは、前者だけが強調された印象である。

一方、「教育基本法及び学校教育法に定

められた教育の根本精神に基づき」という文言が継承されたことは重要である。なぜ道徳教育にだけこの文言が明示されているのか。それは、道徳教育が人間としての生き方在り方を支える「道徳心」の育成に関わるからである。教師個人の恣意や学校独自の勝手な方針、内容で道徳教育が行われることを公教育の立場から否定している。この枠組みが明示されていることで、偏向した思想教育のそしりを招くことのない状況が実現することを願う。

教師として子どもの前に立つことは、それだけで常に既に道徳教育が実践されていることであるから、公教育としての枠組みが意識されなくてはならない。

#### 4 「道徳科」(道徳授業)の目標

「道徳科」の目標の記載も変更された。

「第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」

(第3章 第1 目標)

授業目標の説明で、「道徳的な判断力」が先頭に置かれ、「等」「道徳的実践力」という表現が削除されたことが目につく。「内面的資質・能力の育成」はどうなったか気になる。だが、最も注目したいのは、「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」は、「道徳的諸価値についての理解を基に」とされていることである。

「価値理解」がなければ学習が成立しないのであれば、何よりも価値の辞書的理解が先行する授業になる。それとも、この「価値理解」は子どもの日常的価値理解のことだろうか。いずれにしても、「考え議論する道徳科」とはこうした知的営為の提案のように思える。それでも、価値は「感得する」という反論がありそうではあるが。

また、これまで、「道徳的価値の自覚を深める」ことを通しての道徳性の育成を説明してきた。「自己の生き方についての考えを深める学習」は、道徳性の構造、その獲得・発達のメカニズムの理論設定に変更があるのだろうか。解説書の公刊が待たれる。ともかく、「賽は投げられた」のだから、時熟を待てない子どもたちのために、最善を尽くすのが我々の使命である。

# 「特別の教科 道徳」の設置と 学校が対応する課題

東京純心大学 教授 吉澤 良保

## 1 道徳の「教科化」の経緯

平成2年以降、いじめ問題が社会の関心事となる中で、公共の精神や集団生活の向上には欠かせない規範意識の希薄化した事象が数多く指摘されてきた。そうした社会状況の下で、まず改正教育基本法（平成18年12月22日）が成立し、「教育の目的は人格の完成を目指す点にあること」を従前の教育基本法でいう「人格（個人的人格、社会的人格、職業的人格）の陶冶にある」と確認した。これを受けて教育再生実行会議第一次提言（平成25年2月26日）が出され、道徳の「教科化」が示されたことを端緒として、道徳教育の充実に関する懇談会報告（平成25年12月26日）、続いて中央教育審議会初等中等教育分科会が「道徳教育専門部会審議のまとめ」（平成26年9月19日）を公表し、中央教育審議会答申（平成26年10

月21日）を経て「特別の教科 道徳」となる。

さらに一気呵成に中学校学習指導要領の一部改正（平成27年3月27日）が告示され、現行学習指導要領との対照が明らかになると、学校関係者の一部からは「なぜ、道徳が、特別の教科になるのか」といった声が聞かれるようになる。その不安を深読みすると、特別活動や総合的な学習の時間と同じ領域の扱いでよいとの懸念である。それは昭和33年に「第3章 道徳」が創設されて以降、今日に至る間も「第1章 総則 道徳」との線引きが不透明なことに遠因があると推察できる。加えて、中学校における「特別の教科 道徳」は移行措置を経て、平成31年4月、「道徳科」の授業開始となるスケジュールが策定されている。

## 2 なぜ、教科なのか

「なぜ、教科なのか」である。それは中

学校学習指導要領にみる「第2章 各教科」（各教科を担当するには教科担任制を敷く中学校にあつては教科免許が必要）ではなく、学級担任を中心としながらも学級担任が責任をもって学習指導できるように「特別の教科」として位置づけ、人格の完成を目指すために必要な道徳的諸価値を真正面から取り上げて、道徳授業をきちんと指導できるようにしたためである。道徳教育は、学校教育全体を通じて、生徒の心身の発達段階や社会とのかかわりの広がりなどの実態と指導上の諸課題を踏まえながら、道徳性（人間としてのよさ）を養うことを目標としている。

そのため、道徳教育における指導内容について、今後は小・中・高等学校の各段階に共通する内容の連続性を重視し、「生徒の自立心や自律性」「生命を尊重する態度の育成に必要な基本的な生活習慣」「規範意識」「公平公正」「自然愛護」などの人間関係を築く力や「協力協調」といった社会参画への意欲や態度、「伝統や文化」を尊重する態度を意図的・計画的に身につけていく問題解決的な学習の指導としてのアクティブ・ラーニングが大切になるであろう。



\*アクティブ・ラーニング

教員による講義形式の授業ではなく、生徒自らの思考で明日を生きるために必要な問題や課題を発見し、その解決に必要な手段や方法を考え、実践する中で検討を加え、成果として発表することで、論理的な思考力や課題設定力・問題解決力を「学修」させていく指導法である。

国際教員指導環境調査(TALIS・平成25年)結果においても「日本の教員は生徒の多様な学びの必要性を認識しているが、多様な実践は国際的にみて低い」と指摘している。

### 3 道徳性の育成

学校教育全体で取り組む道徳教育の要として「特別の教科 道徳」では、各教育活動で行われる学習指導が、学校の教育活動全体に波及し、生きて働くようにしなければならぬ。すなわち、「今日よりも明日に向けてよくなる」とする態度(道徳的実践力)の育成が道徳授業の目標なのである。それは健全な自尊感情をもって主体的・自律的に生きようとする中で、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を発揮し、また、集団や社会の一員として、その発展に貢献しようとする傾向性のことでもある。

改正教育基本法の趣旨を踏まえた平成20年7月の中学校学習指導要領の改訂では、変化の激しい社会にあっても他の人と協調しながら自律的に社会生活を送る上で必要な「『生きる力』としての実践的な力(正義感、寛容、自己抑制力)」や、美しいものや自然に感動する心などの「柔らかな豊かな人間性」の育成を図るのが人格の完成を目指す「心の教育」であり、その基盤を養うことが道徳教育であるとしている。

次代を担う生徒達が自ら学ぶ意欲をもち、未来への夢や目標を抱き、自らを律しつつ、自己責任を果たし、自己の利益だけでなく社会や公共のために自分は何をなしうるかを考え実践する、道徳性を育むことが道徳教育の方向なのである。

### 4 実践的活動を教材とする 「道徳科」授業

総合的な学習の時間の創設以降、中学校での実践的活動の内容は身近な人権問題、福祉問題から、教育、文化、スポーツ、環境、保健医療、国際交流・協力、情報化、平和の促進、地域振興に至るまで、幅広い活動として理解されるようになった。ここに、未来の実践的活動の主役となる生徒へ

の支援が欠かせない、道徳教育の役割がある。しかし、学校は社会貢献に向けての発想を豊かにする情報発信と道徳授業を以下に留意し推進する必要があると考える。実践的活動は、今からできることを探す学習であるため、「人、もの、資金」が「いない、足りない」ために「できない、検討中である」では不可である。最初は地味でも続けて行うことで輝いてくるのが実践的活動であり、できることから実行してみることが大切なのである。活動しながらその途中で、生徒が自らの行為を視野狭窄から客観視へと変化できるように、「道徳科」授業での多様な指導法を積極的に導入していくのである。「資料を読み、感想を発表させ、教師が説話する」だけで実践的活動をまとめれば、負の効果を生むことにもなりかねない。だからこそ、社会貢献に向けた実践活動の基盤づくりとしての、道徳授業の指導法の工夫と改善が問われるのである。教師は、「生徒の心に実践的活動の意義にかかわる何を補充・深化・統合したのか」そして「いかに生徒とかわり授業を推進したのか」といった評価の態度をもって生徒の道徳性を養うのである。

# 道徳科の評価はいくらもねらばできる

大阪市立豊仁小学校 校長 服部 敬一

## 1 道徳教育の評価

平成27年3月に一部改正された学習指導要領では、「特別の教科 道徳」（以下、道徳科）の評価について、

「児童（中学校では生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を系統的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」と示された。

道徳に限らず目標をもった教育活動であれば、そこに評価が伴うのは当然である。しかし、道徳の時間に関しては、これまで評価というものが殆ど行われてこなかったのが現実ではないだろうか。

そこには、道徳の時間に育成すべき道徳的実践力が内面的資質であり、その内面にあるものを評価することが困難であると考えられてきたこと、仮に道徳性が身についている子どもがいたとして、それが道徳の

時間の成果なのか、それとも道徳教育の成果なのか、家庭教育によるものなのか、あるいはその子が元々もっている性質によるものなのかを判別できないこと、更に言うならば、価値観の多様化の中で善悪の基準が明確でないことなど、道徳の時間の評価に関して、教師達を消極的にする幾つもの要因があったからであると考ええる。

だからと言って評価もできず、成果も見えないまま実践をしているとするならば、道徳科が子どもにとって意味のある学習になったかどうかの判断をどのようにして行えばよいのであろうか。教師は子どもが道徳科で何を学び、どれだけ成長したかについてどこまで説明できるだろうか。

## 2 ねらいの達成が評価の最も重要な基準

授業の良し悪しを決めるには様々な基準があるが、これだけは外してはならないもの

の一つだけ挙げるとすれば、それは「ねらいの達成」であると考ええる。

ところが、これまでの道徳の時間のねらいでは、例えば「うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活しようとする心情を育てる。」や、「相手のことを思いやり、進んで親切にしようとする態度を養う。」のように、学習指導要領に示された内容に書かれている文章の末に「心情」「判断力」「態度」などの道徳性の様相を引っ付けただけのものが多くみられた。このような抽象的なねらいは、それがどの程度達成できたのかを評価するための基準としては大きすぎたと考える。

そのことについて人々は、「道徳性や道徳の実践力」は一時間で育つようなものではなく、将来出会うであろう様々な状況においても道徳的価値を実現するために適切な行為を、主体的に選択し実践することができるよう内面的資質であり、道徳の時間に即効性を求めるべきではないと主張してきた。

この主張に見られるような目標の捉え方を「長期的な目標」と位置づけたブルームは、次のように述べている。

「教育者も、短期的な目標と長期的な目標の間の関係を見失うことがある。このため、

教師や校長の中には、彼らの『本当』の目標は、必ずしも明白ではない、確認できないものであって、生徒のどのような変化であるかという形では述べられないものだと主張する人もいる。また、すぐには明白ではないが、ずっと後になって、学校をおえて何年もたつて現れるような或る態度、価値、技能を育成するものであるという主張もなされることがある。教師によっては、自分達にわかっているのは目標の重要性だけであり、実際に生じる結果の形や方向などを教師が予知することはできないと主張されることがあるのである。このような考え方は、時によると、教える以上のことが習得される<sup>①</sup>という決まり文句に要約される場合もある。」(B.S.ブルーム他「梶田毅一他訳『教育評価ハンドブック』一九七三年 第一法規 28頁)

このブルームの考えは、これまでの道徳の時間の課題にびつたりあてはまる。では、道徳科に短期的な目標を設定することはできないのであろうか。私たち教師は道徳の授業をつくる際、ねらいの達成に向けて資料をどのように活用し、子どもに何を学ばせるかを考える。そうでなければ有意義な学習活動も、有効な発問もつくることができない。つまり、その一時間で子どもが変容すると考えているはずである。

もちろん、一時間での変容はほんの小さなものでしかないかも知れないが、それは一時間分の変容としては十分に意味がある。

中央教育審議会が平成26年10月に示した『道徳に係る教育課程の改善等について答申』<sup>②</sup>には、道徳教育の評価に関して学習指導要領やその解説に盛り込むことが求められることがらとして、次のことが書かれている。

「道徳教育の充実のためには、目標を踏まえ、指導のねらいや内容に照らして、児童生徒一人一人のよさを伸ばし、道徳性に係る成長を促すための適切な評価を行うことが必要であること。このことは、道徳教育に係る学校や教員の指導改善等にも不可欠であること。」

つまり、指導のねらいや内容に照らして児童一人一人の道徳性に係る成長を促すということである。もちろんねらいには長期的な視点もあるだろうが、道徳科に関して言うならば、短期的なねらいが設定できるはずであるし、その積み重ねによって長期的な目標を実現できると考えるべきである。

### 3 一時間で達成可能なねらいを立てるには

これまで述べてきたように、道徳科にお

いて授業のねらいや内容に照らして子どもの評価を行うためには、まず、一時間で達成可能な具体的なねらいを立てる必要がある。つまり、抽象的な道徳的価値やそれを文章に表した内容項目をねらいとするのではなく、その授業で扱う資料の特質を生かした具体的なねらいを設定すべきである。また、授業である以上、子どもが元々分かっていることをねらいにするのではなく、子どもにとつての何らかの新しい学びを想定してねらいを立てるべきである。つまり、道徳科を一時間実施したからには、その成果がたとえ僅かでも、子どもに何らかの変化が起ころなければならぬという考え方に立ち、起こるべき変化を具体的に表したねらいを立てるべきである。したがって、同じ内容項目であっても学年や資料が変わればねらいも変わらなければならないと考える。

### 4 道徳科の目標や内容、それに基づく授業のねらいに則った記述を

中央教育審議会答申には更に次のような記述がある。

「児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価していく必要があること。ただし、『特別の教

科「道徳」(仮称)について、数値などによる評価を行うことは不適切であること。]

「指導要録について、『特別の教科「道徳」(仮称)に関して、その目標に照らして学習状況や成長の様子などを文章に記述するため専用の記録欄を設けることなどの改善を図る必要があること。また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の成果として行動面に表れたものを評価することについては、現行の指導要録の『行動の記録』を改善し活用することなども考えられること。』」

答申に基づいて、指導要録や通知票に子ども学習状況や成長の様子を記述する場合であっても、それが道徳科の目標や内容それに基づく授業のねらいに則ったものでなければ、それは道徳科の評価とは呼べない。評価が難しいので、とりあえず褒めたり、励ましたりしておけばよいという考えは、評価に対して無責任であると言わなければならぬ。

## 5 評価の実際とその文例

一年生に「はしのうえのおおかみ」という資料がある。この資料は、はじめは自分よりも弱い動物に意地悪をして喜んでいたりおおかみが、くまとの出合いを通して他の動物に親切にしてみた。すると、意地悪を

したときよりずっといい気持ちになったというものである。このことから、「ひとに親切にすることは、ひとに意地悪するおもしろさよりも、ずっといい気持ちになることに気づいた。」「親切にすると、してもらった人がうれしい気持ちになるだけでなく、した自分もいい気持ちになることに気づいた。」という子どもの変容を見取ることができる。決して、「意地悪はいけないことが分かった。」や「親切にすることがよいということが分かった。」というような子どもにとつて分かりきったことを示したものではない。このような変容を一学期間なり一年間なり積み上げた中から、特に顕著なものを取り上げて、指導要録や通知票に記入することになるのではないか。その際に示す「評価文例」を参考にしてみたい。

では、文例に示したような子どもの変容をどのようにして見取るのか。それは、学習中に子どもが発言したことや、子どもが書いたものから見取ることになるが、授業の中で教師がそのことを教えてしまったのでは、子どもが本当に学んだことにならない。また、教師が「分かりましたか?」と尋ねたことに対して子どもが「はい。」と応えたからといって分かったことを確認し

たことにはならない。あるいは、子どもが道徳ノートに「これからは親切にしたいと思いました。」と書いていてもあてにならない。子どもは教師が期待することを書くうとするものである。

私は、これまで一時間の道徳の時間の最後に「今日の学習で分かったこと(学んだこと)」を子ども達に書かせてきた。子ども達は、その時間のねらいを知らされていないのであるから、教師が何を学ばせたいのかは知らない。したがって、そこで子どもが書いた「分かったこと(学んだこと)」は、子ども自身がそう思ったことである。もちろん、教師が誘導して言わせた言葉ではなく、授業前から分かっていたことでもない、その授業を通して子ども自身が学んだと考えたことである。

「評価文例」は、道徳の時間を通して子ども自身が「分かったこと(学んだこと)」として書いたものをもとに作成したものである。

評 価 文 例 (小学校1・2年)

資料名／内容項目／ねらい	評価文例
<p><b>かぼちゃのつる</b> A 節度・節制 (現行1-(1)) ねらい ひとの言うことを聞かないでわがままばかりをしていると、失敗しても誰もかわいそうだと思ってくれないことを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わがままを言ってひとの注意を聞かないと、失敗したときに、誰もかわいそうだと思ってくれないことを理解しました。</li> <li>・いくら注意をしてあげても言うことを聞かない人がひどい目にあったときに、当たり前だと思うことに気づきました。</li> </ul>
<p><b>はしのうえのおおかみ</b> B 親切, 思いやり (現行2-(2)) ねらい 悪いことをしたときよりも親切にしたときのほうがずっと気持ちがいいことに気づかせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとに親切にすることは、ひとに意地悪するおもしろさよりも、ずっといい気持ちになることに気づきました。</li> <li>・親切にすると、してもらった人がうれしい気持ちになるだけでなく、した自分もいい気持ちになることに気づきました。</li> <li>・相手が喜ぶことをしてあげることは、した自分にとってもうれしい気持ちになることに気づきました。</li> </ul>
<p><b>二わのことり</b> B 友情, 信頼 (現行2-(3)) ねらい 友達を悲しませないことを、また友達が喜ぶことを考えて行動することのよさを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達が悲しい気持ちになることをするのはかわいそうであり、友達が喜ぶことをするのは自分にもうれしいことであることに気づきました。</li> <li>・友達を悲しい気持ちにするものの辛さがわかり、友達を喜ばせることの素晴らしさに気づきました。</li> </ul>
<p><b>黄色いベンチ</b> C 規則の尊重 (現行4-(1)) ねらい 何かに夢中になると、人に迷惑をかけていることに気づかなくなることを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何かに夢中になっているときでも、他の人に迷惑をかけていないか考えないといけないことがわかりました。</li> <li>・何かに夢中になっているときほど、自分のことしか考えなくなるので、他の人に迷惑をかけてしまいやすいことに気づきました。</li> </ul>
<p><b>ハムスターの あかちゃん</b> D 生命の尊さ (現行3-(1)) ねらい 動物も人間も赤ちゃんのような小さく弱い命を大切にしていることを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生まれたての小さな命は、とても弱いから傷つけないように大切にしなければならないということが改めてわかりました。</li> <li>・動物のお母さんも赤ちゃんをととても大切にしているのを知って、命の大切さが改めてわかりました。</li> </ul>
<p><b>どうぶつのかくれんぼ</b> D 感動, 畏敬の念 (現行3-(3)) ねらい 色や形で身を隠す動物を通して、自然の力や不思議さを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物たちが生きていきやすいような色や形を与えた自然の力のすごさに驚きました。</li> <li>・動物たちが生きるために、こんなに素晴らしい色や形を与えた自然の不思議さに気づきました。</li> </ul>

評価文例 (小学校3・4年)	
資料名/内容項目/ねらい	評価文例
<p><b>まどガラスと魚</b> A 正直, 誠実 (現行1-(4)) ねらい 過ちをごまかしている と心が暗くなるが, それを素直に認め正直に謝ると明るい気持ちになれることを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正直に話すと怒られるかもしれないが, そのほうが気持ちやすくなる。たとえ, 怒られてもそれで終わることができるとうわかりました。</li> <li>・嘘やごまかしを続けると, 本当のことが明るみに出ないかと毎日気になって, ずっと後ろめたく暗い気持ちで過ごさなければならぬということがわかりました。</li> </ul>
<p><b>どどんぼしのできごと</b> A 善悪の判断, 自律, 自由と責任 (現行1-(3)) ねらい 自分でよく考えないで友達に流されて行動すると, 自分が一番くやしい思いをすることを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やっではいけないことを自分がわかっているのに, 友達に流されてやってしまったときには, 自分のことを情けなく思うことがわかりました。</li> <li>・本当は自分がやりたくないと思っていたのに, 友達に流されてやってしまったときは, 自分が後悔することがわかりました。</li> </ul>
<p><b>絵はがきと切手</b> B 友情, 信頼 (現行2-(3)) ねらい 友達から自分が悪く思われたくない, 友達との関係を崩したくないという考え方には, 本当の友達として足りないものがあることに気づかせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達のためだと言いながら, 実は自分が悪く思われたくないと考えて行動することは, 本当の友達としては足りないものがあるとうわかりました。</li> <li>・友達のことだけを考えて行動することは難しいけれど, 自分のことを一番に考えて行動していたのでは, 本当の友達にはなれないということがわかりました。</li> </ul>
<p><b>雨のバスていりゅう所で</b> C 規則の尊重 (現行4-(1)) ねらい 自分さえよければいいと思ってきまりや順番を破るのは, まわりの人に迷惑をかける醜い行為であることに気づかせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きまりや順番は, 誰もが嫌な気持ちにならず, みんなが気持ちよく過ごすためのものだということを理解しました。</li> <li>・きまりや順番を守らないで自分が得をしたと思うのは, わがままで自分勝手な醜い考え方でしかないということがわかりました。</li> </ul>
<p><b>ぼくの草取り体験</b> C 勤労, 公共の精神 (現行4-(2)) ねらい みんなの役に立つことをするのは, 楽しいことであると理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなのためになることをすると大人からほめられることもあるが, それよりも自分がみんなの役に立ったという喜びが大きいことがわかりました。</li> <li>・同じ働くのであれば, いやいやするよりもみんなのために一生懸命にやったほうが楽しいことに気づきました。</li> </ul>
<p><b>ヒキガエルとロバ</b> D 生命の尊さ (現行3-(1)) ねらい 遊び半分で小さな生き物の命を奪ったときには, 本当の喜びは得られないことに気づかせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物をいじめることは少しおもしろそうだが, その動物を死なせてしまったときに本当に楽しい気持ちになるわけではないことがわかりました。</li> <li>・生き物の命を奪うことは, 決してしてはならないことであり, おもしろがってそれをしたときには, それをした自分が情けない気持ちになることがわかりました。</li> </ul>

評価文例（小学校5・6年）	
資料名／内容項目／ねらい	評価文例
<p><b>うばわれた自由</b> A 善悪の判断, 自律, 自由と責任 (現行1-(3))</p> <p><b>ねらい</b> 責任の重さは, 立場によって異なり, 権力があるほど, 地位が高いほど責任が重くなることを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任というものは自分だけでなく, まわりへの影響も考えておかなければならないものだとわかりました。</li> <li>・責任は立場によって違うもので, 地位が高くなるほど, まわりへの影響力があるほど, 責任は重くなることがわかりました。</li> </ul>
<p><b>手品師</b> A 正直, 誠実 (現行1-(4))</p> <p><b>ねらい</b> 自分に誠実に生きることが, 自分の誇りを守ることになると気づかせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな約束だからといって, それを軽く扱うような自分は許せないし, そんな人間にはなりたくないという手品師の思いを理解しました。</li> <li>・お金は欲しいが, そのために自分に嘘をつくような自分を許せないという手品師の気持ちがわかりました。</li> </ul>
<p><b>くずれ落ちただんボール箱</b> B 親切, 思いやり (現行2-(2))</p> <p><b>ねらい</b> 相手が喜ぶ・喜ばない, 誰かに褒められる・褒められないではなく, 相手のことを考えて親切にすることが素晴らしいことに気づかせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰に対しても親切にすると, 相手が喜ぶだけでなく, そのことを見たり聞いたりした人も温かい気持ちになることがわかりました。</li> <li>・親切にすることとは, お礼を言われるとか, ほめられるとかに関係なく, 素晴らしいことだとわかりました。</li> </ul>
<p><b>名前のない手紙</b> C 公正, 公平, 社会正義 (現行4-(2))</p> <p><b>ねらい</b> いじめがあることを心から望んでいる者など誰もいないのだということを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分がいじめられたくないから, する側にまわってしまうが, いじめなど誰も心から望んではいないことがわかりました。</li> <li>・いじめる側の人たちも, 決して心からそうしたいわけではなく, 自分がいじめられたくないだけだとわかりました。</li> </ul>
<p><b>母の仕事</b> C 勤労, 公共の精神 (現行4-(4))</p> <p><b>ねらい</b> どんな仕事にも苦労はあるが, それ以上の喜びや満足があることに気づかせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どんな仕事でも, 仕事というものには苦労があるが, そこには, やりがい・楽しさ・喜び・満足が必ずあるとわかりました。</li> <li>・楽しそうに見える仕事であっても, 必ず苦労はある。でも, その上で喜びや満足があることがわかりました。</li> </ul>
<p><b>青の洞門</b> D 感動, 畏敬の念 (現行3-(3))</p> <p><b>ねらい</b> 私たち人間は, たとえどのような状況でも, よりよく生きようと願っていることを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分が犯したことへの罪の意識は, どのような償いをしてしても本当に消し去ることができないとわかり, それ人間が人間の善さだとわかりました。</li> <li>・自分が犯した罪を償いたい, 消したいという気持ちが湧くのは, 私たち人間がよりよく生きたいと願っているからだとわかりました。</li> </ul>

評価文例（中学校）	
資料名／内容項目／ねらい	評価文例
<p><b>裏庭のできごと</b> A 自主, 自律, 自由と責任 (現行1-(3)) ねらい 自分の過ちを, どのように正当化しようとも, そんな自分を卑怯だと思う自分があることを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過ちを犯した自分を悪かったと思っている気持ちは, たとえ様々な理由をつけても, 消せないということがわかりました。</li> <li>・自分がしたことが悪かったのかそうではなかったのかについて一番わかっているのは自分であり, 本当のことがばれなくても (ばれないほど), 自分を許せないという気持ちになることが理解できました。</li> </ul>
<p><b>夜のくだもの屋</b> B 思いやり, 感謝 (現行2-(2), 2-(6)) ねらい 親切にする気持ちは純粋な思いやりであり, そこに感謝されたい, お節介になりたくないなどの別の気持ちをもち込みたくないものであることに気づかせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人に親切にしたいという気持ちは思いやりからくるべきで, 相手に感謝されたいという気持ちからの親切にしてしまいたくないという思いが誰にでもあることがわかりました。</li> <li>・誰しも, 人に親切にしたいと願う心をもっており, それがお節介になったり, 親切の押し売りになったりすることは望んでいないことがわかりました。</li> </ul>
<p><b>二通の手紙</b> C 遵法精神, 公德心 (現行4-(1)) ねらい 結果の良し悪しや, その時の状況と規則が関係ないわけではないが, 規則は規則としてその意義があることを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則は何かの目的のために人が作ったものであり, それを守ることが最も大切ではない場合もあるが, だからといってたまたまである結果の良し悪しだけで, 守ることの意味を捉えてはならないことがわかりました。</li> <li>・規則を守るよりも大切なことがあったとしても, その判断を自分勝手に行うことには, 規則を尊重するという点から問題があることがわかりました。</li> </ul>
<p><b>卒業文集最後の二行</b> C 公正, 公平, 社会正義 (現行4-(3)) ねらい 正しく生きるべきだという本当の気持ちを押しえ込んで, 公正でない行為をしてしまった自分を, 自分が最も情けなく思っていることに気づかせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰でも, 正しく生きるべきだという気持ちはもっているが, 利己的な考えから間違った行為をしてしまうことも否定できない。そんなときには, 自分が自分のことを情けなく思うことがわかりました。</li> <li>・自分に対しても人に対しても公平であるべきであると考えているが, 自分勝手な理由や弱さからそれができなかった場合には, 自分のことを恥じる気持ちになることがわかりました。</li> </ul>
<p><b>一冊のノート</b> C 家族愛, 家庭生活の充実 (現行4-(6)) ねらい 家族を思う気持ちがあっても, 毎日一緒に暮らしていたり, その状況や苦しみなどの相手についての理解が足りなかったりすると, 思いやりや感謝の気持ちが弱くなることを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族を思う気持ちは自然にもっているが, 毎日一緒に暮らしていると相手を理解しようとする気持ちが薄れ, 相手への感謝や思いやりの気持ちが弱くなってしまうことを理解しました。</li> <li>・認知症の家族であっても, その人を思う気持ちは変わらないが, 毎日生活していると思いやりの気持ちをもつことができにくくなる弱さがあることを理解しました。</li> </ul>



# 道徳科の評価をどうするか（実践事例）

大阪市立上福島小学校 校長 坂部 俊次

## 1 道徳教育の全体計画・別葉、道徳科の年間指導計画の構成

「特別の教科 道徳（以下、道徳科という）」の評価を考えると、学校教育における道徳教育はどのように構築され進められているのかを踏まえておくことが大切です。

学習指導要領の下、各学校には、校長が自校の道徳教育の方針を示し、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して作った道徳教育の全体計画と年間指導計画があります。その道徳教育の全体計画の中に、自校の道徳教育の重点とそれを受けた各学年の重点があり、さらに別葉において、学校教育全体における道徳の指導の内容と時期が示されています。また、各学級には、学級の道徳教育の計画があります。それらを基に、道徳教育の全体計画で示された重点

に関わる内容項目を、重点的に扱うように編成された年間指導計画に従って、週1回年間35時間（小学1年生は34時間）の道徳科の授業が展開されます。

## 2 校長の方針の下に、児童・生徒の道徳性を育成するための評価

上記のように、道徳教育を推進するための計画は、「校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教員が協力して道徳教育を展開する」ために作成されたものです。ですから、校長の方針に基づき、全教員が共通理解して作りあげた道徳教育の全体計画に示された道徳教育の重点目標に向けて評価をすることが、学校の道徳教育を充実させるとともに、児童・生徒の道徳性を育成するための評価となります。

「指導要録」に記述で評価する場合、1年間の成長を見ながら、重点目標にかか

わる内容項目の授業で、「児童・生徒の道徳性の伸びを促す」顕著なものを記すとよいでしょう。また、「通知表」に記述で評価する場合には、各学年の重点目標をあらかじめ刷っておくなどの工夫をして、これも学期に10数回行う道徳科の授業の中で、重点目標とかわる内容項目の授業で顕著なものを記すとよいでしょう。もちろん、道徳科の毎時間は、教師の児童・生徒理解の下、その授業でめざす変容を見とって評価しているわけですから、一人一人を見つめて重点とは違う内容項目で顕著なものを取り上げることがあります。

## 3 評価のあり方

道徳科の授業は、今まで以上に多様な展開と指導方法の工夫が求められます。それらは、全教育活動における道徳教育の指導を補充・深化・統合する道徳科の授業ですから、高められた価値観から自分自身を見つめ直す学習の展開でなくてはなりません。そのために、ねらいに関わって、児童・生徒一人一人が人間の持つ弱さやもろさに向き合い、それを乗り越えるために何が大切かを探求して価値観を高め、それらを通して自らを振り返る学習活動を目指していま

す。児童・生徒の道徳性の育成に有効な学習展開のあり方と一人一人のよさを伸ばし、成長を促す評価のあり方を一体的に追究していく必要があります。

#### 4 評価の実際

本校では、上記の3つを研究の視点とし、子どもへの支援と評価の観点を設けて授業研究に取り組みました。実践例を1つあげます。

実践学年は小学6年生で、内容項目は、Bの「相互理解、寛容」です。資料の道徳的葛藤場面は、自分の図工作品をわざとではないが、友だちに壊されてしまったことを許すかどうかというところです。授業前に研究の視点に関わって3人の児童の実態をあげました。

##### 研究の視点に関わる児童の支援と評価のための観点

○研究の視点(1) ねらいに関わる人間の弱さやもろさに向き合う。

A児……物事を十分に考えず行動する姿が見られる。主人公の気持ちに共感できるよう、心のメーター上に「許す許さない」の自分の

考えの度合いを示すことを考えさせ、迷いを捉えさせる。

○研究の視点(2) ねらいに関わって価値観の高まりを実感する。

B児……人の立場を考えて行動ができるようになってきている。「自分が主人公なら許す」という意見にたどり着いたところで、どのような考えからそのような行動がとれるのかを発表できるようにする。

○研究の視点(3) 自分自身を見つめ振り返る。

C児……友だちを責める姿も見られるため、「友だちを許せた時、相手はどんな様子でしたか。」と聞くことで、許したことの良さを味わわせたい。

上記の3人の児童の実態は、授業研究のために抽出した、指導者の子ども理解を示したものです。実際には指導者は、上記の視点を学級全員の子ども分持ち、それに基づいて授業を展開していることは言うまでもありません。これらは、パフォーマンス

評価(日ごろの行動観察や生活指導、学級指導時の行動や表明した意見による担任の子ども理解に基づく評価)といえます。

研究授業における3つの研究の視点に関わる場面で、3人の児童に意図的指名を行って発言を記録したり、ワークシートに書いた感じ方・考え方を分析したりして、児童の変容の評価を行いました。これは、ポートフォリオ評価(授業時の発言やワークシートへの記述による子どもの変容の見とりによる評価)といえます。この実践では、以下のようにしました。

##### 研究の視点に関わる児童の学びの評価

A児……相手の立場を考えると許すことが大切であるが、自分の大切なものが壊されて許し難い思いも発表し、人間の弱さについて気付くことができている。

B児……誰だって失敗することがあると考えて、許すことが大切だと考えている。

C児……これからは、わざとやったことではない他人の失敗は許していることと考えている。

## 目指す児童の変容

### (授業前の児童の様子と考え方)

- ・ 迷惑をかけたのだから謝るべきだ
- ・ 過ちを犯した人には腹が立つ
- ・ 失敗は絶対許されるべきではない



### (授業後の児童の様子と考え方)

- ・ 誰だって失敗することはあるんだ
- ・ 自分も何度も失敗したことがある
- ・ これからは、わざとやったことではない他人の失敗は許していこう

子どもの道徳性の伸びを見とり、成長を促すために、授業の中で発言や文章として表わした感じ方や考え方・判断を、ほめ励ますような評価を考えるようにしました。評価にあたっては、学習指導案の目指す児童の変容に記した文言に沿った文章で記述するとねらいに関わった評価になると考えています。参考に上にあげます。

## 5 道徳科の評価

すでに前述しましたが、さらに本校の実践を例にとつて、具体的に道徳科の評価をどのようにしたらよいと考えているかを以下に述べたいと思います。

本校の道徳教育の全体計画では、道徳教育の重点目標を、「互いに認め合い、思いやりのある子を育てる。」として、共通の重点をおく内容項目は、一部改正学習指導要領に置き換えると、Aの「善悪の判断、自律、自由と責任」、「正直、誠実」、Bの「友情、信頼」、「相互理解、寛容」、Cの「規則の尊重」、Dの「生命の尊重」、をあげています。これらの内容項目を重点的に扱っていますので、年間で顕著なものを「指導要録」に記述すればよいと考えます。また、各学年の重点目標は、低・中・高学年別に、

目標と重点をおく内容項目を同じようにあげています。これも、「通知表」へは、その学期の授業で顕著なものを記述して評価すればよいでしょう。

最後に、児童・生徒の発達の段階や特性等を踏まえるために、学習指導要領の第1章の第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項の3の(2)にある、

「各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること、また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。……」

により、各学年で押さえるべきことを大切にしていくことが、効果的な評価につながることを付け加えておきます。

# 教科化に向けた 教員養成の在り方について

早稲田大学大学院 客員教授 岡田 芳廣

## 1 はじめに

道徳の教科化が円滑に推進するかどうかは、大学における教員の養成に大きくかかっていると思う。私は東京都の公立中学校に35年勤務し、現在、早稲田大学大学院教職研究科（教職大学院）において実務家教員として院生の指導を行っている。

教職大学院には高度で専門的な理論と技能を学び教員を目指す学部卒業生（ストリートマスター）と現職の教員が在籍している。教職大学院のカリキュラムの特色の一つに、学校現場における50日間に亘る臨床実習がある。本校では臨床実習が始まる前に、特別講習を行い教員としての基本的な能力の養成を図っている。

この講習には道徳教育も含まれているが、私は、道徳教育の理論や内容、道徳の時間の指導方法について実践的に指導を行うようにしている。なぜならば初年度、講座の

終了後にある院生から「私は中学・高校と道徳の授業を一度も受けた経験がなく、道徳の授業がどのようなものか全くイメージが湧きません。」と言われたからである。この院生の経験は特別ではあるが、それに近い者は数多くいることは事実である。我々は人にものを教えるときは、自己の経験をもとに指導することが一般的だが、道徳の授業に関してはその経験が乏しいという現実がある。

このような実態をもとに、現在の大学における教職課程における道徳教育の扱いについて事例をもとに考察し、教科化に向けた今後の教員養成における道徳教育の在り方について述べてみたい。

## 2 大学教育の現状

現在、大学において教員免許を習得するために、道徳教育（2単位……15回の90分講義）について学ばなければならぬ。次ページの表は、3つの大学における道徳

教育について設置されている講座のシラバスである。A大学は教員免許の習得希望者が2割程度の総合大学、B大学は習得希望者が5割以上の芸術系単科大学、C大学は全員が免許を習得する教育系の大学である。A大学は道徳教育の理論的裏付け、道徳教育の歴史、道徳教育の課題などについての講義型の授業が中心である。道徳の授業については15回の講義中2回割り当て、心のノートを活用した授業と他教科と連携した授業の実践事例を紹介している。

B大学は15回中7回、道徳の時間を取り上げている。まず指導案の作成や指導方法（資料の活用、発問方法など）について講義し、模擬授業を見せた後、学生自身に指導案を作成させて代表が授業を行うグループワークと全体での振り返りを2回実施している。

C大学も15回中7回、道徳の時間の理論と実践についてカリキュラムを編成している。内容は指導案の作成方法、指導技術、指導方法の工夫などについて具体的に指導している。学生自身の授業についての取り組みは、現場教師の実践談や授業の映像を通して学習した後、各自が作成してきた指導案を互いに検討し、一部実践している。なお教科化で問題となっている評価の時間を設けていることが注目される。

授 業 内 容			
回数	A大学	B大学	C大学
1回	ガイダンス、道徳教育とは	学校生活と道徳教育、道徳性の育成	道徳教育の基礎（心の成長、意義）
2回	道徳教育の基礎理論	教育課程と学習指導要領	道徳教育と道徳の時間
3回	道徳性の発達理論（精神分析学）	道徳教育と道徳の時間	4つの視点と内容項目
4回	道徳性の発達理論（社会的学習理論）	道徳の内容（子供の発達と指導内容）	道徳教育と諸領域（環境、キャリア教育）
5回	道徳性の発達理論（認知発達理論）	生活指導と道徳教育	道徳教育と諸領域（発達心理学）
6回	社会化の観点から見た家庭と学校	教科等と道徳教育	道徳教育の歴史と現状（明治から現在）
7回	道徳教育の歴史 明治	道徳の指導計画	海外の道徳教育（米国、英国、韓国）
8回	道徳教育の歴史 大正～昭和初期	道徳の時間（指導案、資料、発問）	道徳の時間の理論① 計画、資料
9回	道徳教育の歴史 戦後	模擬授業（ねらいと中心発問、展開）	道徳の時間の理論② 授業の在り方
10回	法規、学習指導要領の扱い	指導案の作成① 指導案の内容	道徳の時間の実践① 指導案の作成
11回	道徳教育の今日的な課題	指導案の作成② 授業構想	道徳の時間の実践② 指導方法・技術
12回	心のノートの活用	指導案の作成③ 板書	道徳の時間の実践③ 実践に学ぶ
13回	実践例の紹介（他教科との連携）	模擬授業① グループ発表、授業評価	道徳の時間の実践④ 模擬的实践
14回	道徳教育と人権	模擬授業② グループ発表、授業評価	道徳の時間の実践⑤ 授業と生徒指導
15回	まとめ	まとめ	道徳の評価

### 3 今後に向けた提言

昭和33年に創設された道徳は、戦前の修身教育の復活だという政治的な思想や生活指導を重視する現場の教師の考えでなかなか完全に授業が実施されなかった。しかし、最近では道徳教育を重要とする気運は高まってきているが、実際の授業をどのように行えばよいのか多くの教員が悩んでいるのが実態である。

3大学の事例を見てもわかるように現在の大学の教職課程においては、15回（2単位）の授業の中で、道徳教育の理論面と道徳の時間の実践面をすべて詰め込んだ指導を行っている。このために道徳の授業を実際に体験したり、学生自身が実践したりする機会が極めて少ない。

道徳が教科となるにともない、大学における教職養成課程も改訂して、道徳教育の目

的や歴史など道徳教育全体の理論面を指導する講座と、道徳の時間についての知識や技能など実践的な指導力を育成する実践面の講座を二つに分けて新設し、ともに必修とすることを提言する。また、教育実習の中で道徳の授業を経験させることも、時間の確保や指導者などの問題はあがるが今後考えていくべき視点であろう。いずれにしても教員を目指す学生が、最低一度は授業を実践できる教員養成システムを構築していくことが最も重要である。

さらに、道徳教育推進教師のようなリーダーを育成するために、専門性の高い知識技能を有する者に対して道徳の教員免許を出すことも検討するべきであろう。

最後に、教育現場では道徳の教科化が決まり、道徳についての研修会や研究が盛んに行われるようになってきている。教科化を円滑に進めるためにもとても大切な取り組みであるが、指導案をみんなで検討し、授業を実際に行い、研究協議していくような授業を重視した実践的な内容であることを願っている。

- ・一部改正の内容に合わせて現行の内容の順序や場所を変更し、比較しやすいようにしています。
- ・主な変更点を下線で示しています。ただし、文言の移動など、示すと変更点がわかりにくくなる場合には下線を省略しています。

## 一部改正（平成27年3月告示）

### 第1章 総則

#### 第1 教育課程編成の一般方針

##### 1（略）

- 2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

##### 3（略）

#### 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 1 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 3 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動並びに各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるも

#### POINT 1

特別の教科として位置付けている。「道徳科」は学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、道徳科以外の各教科等における指導とその役割分担や連携の在り方等の改善が求められている。

#### POINT 2

道徳教育の目標を明確にしている。  
（中学校は「人間としての生き方」）

#### POINT 3

強調している。

# 一部改正 小学校学習指導要領 新旧対照表とポイント解説

## 現行 (平成 20 年 3 月告示)

### 第 1 章 総則

#### 第 1 教育課程編成の一般方針

##### 1 (略)

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

##### 3 (略)

#### 第 2 内容等の取扱いに関する共通の事項

- 1 第 2 章以下に示す各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2 学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第 2 章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第 2 章以下に示す各教科、道徳、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 3 第 2 章以下に示す各教科、道徳、外国語活動及び特別活動及び各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものと

#### POINT 4

一部改正では次段落に移動し、留意すべき内容として示している。

#### POINT 5

一部改正では第 1 章の第 4 の 3 の(3)に移動し、整理している。

のとする。

4 (略)

5 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲で、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

6 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。

第3 授業時数等の取扱い

1 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2～5 (略)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 (略)

2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(12) (略)

3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(2) 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

ア 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

イ 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきま

POINT 6

現行の第3章の第2に同主旨の内容があった。  
一部改正では、「学校の教育活動全体で行う道徳教育」に関する内容は第1章に、「特別の教科 道徳」に関する内容は第3章にまとめ、構造化して示している。

POINT 7

現行の第3章の第3の内容を、一部改正では第1章の第4に移動し、整理している。  
(ここでは対照しやすいように、現行の内容を移動し、並べ替えて示している)

POINT 8

各学年を通じて留意すること、各学年段階において留意することをそれぞれ整理している。



する。

4 (略)

5 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

### 第3 授業時数等の取扱い

1 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学期末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2～5 (略)

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 (略)

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(12) (略)

## 第3章 道 徳

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。

(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。

(3) 各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、大問と七忒してはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行

りを守ること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

POINT 9  
例示を追加し、表現を変更している。

POINT 10  
いじめの防止や、安全の確保について言及している。

POINT 11  
「道徳教育」全体ではなく「道徳科」に限定了目標に変更している。

## 第2章 各教科 (略)

## 第3章 特別の教科 道徳

### 第1 目標

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

POINT 12  
「道徳科」の目標最終的な目標は「道徳教育」と同じ「道徳性の育成」であることを示している。

POINT 13  
「道徳科」の学習児童が道徳的価値を自覚できるようにするため、その過程をより具体的に示している。

### 第2 内容

学校のエデュケーション全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

#### A 主として自分自身に関すること

〔善悪の判断、自律、自由と責任〕

〔第1学年及び第2学年〕

よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自由を大切に、自律的に判断し、責任のある行動をすること。

〔正直、誠実〕

〔第1学年及び第2学年〕

うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。

〔第3学年及び第4学年〕

過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。

〔第5学年及び第6学年〕

POINT 14  
「道徳科」で育てる資質・能力「道徳的実践力」を「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」に改めている。判断力が先頭に移動し、「など」を削除している。

POINT 15  
系統性、発展性を意識して指導できるよう、キーワードを追加し、内容項目ごとにまとめている。また、語尾に「こと」を追加している。(ここでは対照しやすいように、現行の内容を並べ替えて示している)

うよう工夫すること。また、高学年においては、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫すること。

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

## 第2章 各教科（略）

### 第3章 道徳

#### 第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的实践力を育成するものとする。

#### 第2 内容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

1 主として自分自身に関すること。

〔第1学年及び第2学年〕

(2) よいことと悪いことの違いをし、よいと思うことを進んで行う。

〔第3学年及び第4学年〕

(2) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。

〔第5学年及び第6学年〕

(3) 自由を大切に、自律的で責任のある行動をする。

(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。

(4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元氣よく生活する。

POINT 16

補充・深化・統合は、一部改正の第3章の第3の2に移動して整理している。

誠実に、明るい心で生活すること。

〔節度、節制〕

〔第1学年及び第2学年〕

健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をすること。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をすること。

〔第5学年及び第6学年〕

安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。

〔個性の伸長〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分の特徴に気付くこと。

〔第3学年及び第4学年〕

自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。

〔希望と勇気、努力と強い意志〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。

〔第5学年及び第6学年〕

より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。

〔真理の探究〕

〔第5学年及び第6学年〕

真理を大切に、物事を探究しようとする心をもつこと。

**B 主として人との関わりに関すること**

〔親切、思いやり〕

〔第1学年及び第2学年〕

身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

相手のことを思いやり、進んで親切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすること。

〔感謝〕

〔第1学年及び第2学年〕

家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

〔第3学年及び第4学年〕

家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者

POINT 17

新項目。

自尊心に関わって、低学年から指導している。

- (4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。
  
- (4) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
  
- (4) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。
  
- (4) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。
  
  
- (5) 自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。
  
- (6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。
  
  
- (2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。
  
- (2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。
  
  
- (2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。
  
  
- (5) 真理を大切に、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。

2 主として他の人とのかわりに関すること。

- (2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
  
- (2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。
  
- (2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。
  
  
- (4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。
  
  
- (4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接す

に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。

〔礼儀〕

〔第1学年及び第2学年〕

気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。

〔友情、信頼〕

〔第1学年及び第2学年〕

友達と仲よくし、助け合うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。

〔相互理解、寛容〕

〔第3学年及び第4学年〕

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心もち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

**C 主として集団や社会との関わりに関すること**

〔規則の尊重〕

〔第1学年及び第2学年〕

約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。

〔第5学年及び第6学年〕

法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

〔公正、公平、社会正義〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分の好き嫌いとらわれないで接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。

POINT 18

新項目。

いじめの問題への対応を充実するため、中学年から指導の充実を図っている。

POINT 19

児童にとっての対象の广りに即して、**現行の「3主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。」**と順序を入れ替えている。

POINT 20

新項目。

いじめの問題への対応を充実するため、低学年から指導の充実を図っている。

POINT 21

新項目。

いじめの問題への対応を充実するため、中学年でも指導の充実を図っている。

る。

(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。

(4) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。

(4) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。

(4) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。

(3) 友達と仲よくし、助け合う。

(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。

(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。

(4) 謙虚な心もち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(4) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に使う。

(4) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。

(4) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら義務を果たす。

(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める

[勤労、公共の精神]

[第1学年及び第2学年]

働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。

[第3学年及び第4学年]

働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。

[第5学年及び第6学年]

働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理  
解し、公共のために役に立つことをすること。

[家族愛、家庭生活の充実]

[第1学年及び第2学年]

父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。

[第3学年及び第4学年]

父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。

[第5学年及び第6学年]

父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする  
こと。

[よりよい学校生活、集団生活の充実]

[第1学年及び第2学年]

先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。

[第3学年及び第4学年]

先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつ  
くこと。

[第5学年及び第6学年]

先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつ  
くこととともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実  
に努めること。

[伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度]

[第1学年及び第2学年]

我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。

[第3学年及び第4学年]

我が国や郷土の伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心をもつこと。

[第5学年及び第6学年]

我が国や郷土の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、国や郷土を愛  
する心をもつこと。

[国際理解、国際親善]

[第1学年及び第2学年]

他国の人々や文化に親しむこと。

[第3学年及び第4学年]

他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。

POINT 22

現行の高学年 4-(6)と 4-(3)  
の内容をまとめている。

POINT 23

「国際理解、国際親善」の  
記述とバランスをとるた  
め、追加されている。

POINT 24

現行の中学年 4-(5)と 4-(6)  
の内容をまとめ、「国際理  
解」に関わる内容を分離し  
ている。

POINT 25

新項目。  
中教審答申の「今後のグロ  
ーバル化の中では、自国の  
伝統や文化への深い理解は  
もとより、多様性の尊重や  
価値観の異なる他者との共  
生なども重要な内容」とい  
う提言を踏まえ、発達段階  
を踏まえたより体系的な内  
容にしている。

新旧対照表(小学校)



- (2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。
- (2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。
- (4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。
- (3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。
- (3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。
- (5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。
- (4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。
- (4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。
- (6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。
- (3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。
- (5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。
- (5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。
- (7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。
- (6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

〔第5学年及び第6学年〕

他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。

#### D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

##### 〔生命の尊さ〕

〔第1学年及び第2学年〕

生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。

##### 〔自然愛護〕

〔第1学年及び第2学年〕

身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。

##### 〔感動、畏敬の念〕

〔第1学年及び第2学年〕

美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

##### 〔よりよく生きる喜び〕

〔第5学年及び第6学年〕

よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること。

POINT 26

生命尊重の重要性を鑑みて、視点の名称を変更している。

POINT 27

新項目。  
中学校の内容と系統性をもたせている。

POINT 28

文言の順序を入れ替え、整理している。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
- (2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割

(※) 外国の人々や文化を大切にすることをもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

(+) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。

(+) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。

(+) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重すること。

(2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。

(2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にすること。

(2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。

(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。

(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。

(3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的・発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各学年段階ごとの内容項目について、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることができること。

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

#### POINT 29

一部改正では、第3章の第3の2の(2)に移動している。

を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

POINT 30

現行の第3章の第1にあった補充・深化・統合について説明している。

- (3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。

POINT 31

「教え込み」ではなく、多様で効果的な指導方法を積極的に導入するとともに、児童の主体的な学習が求められている。

- (4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

POINT 32

道徳科のねらいを達成するために、自らの考えを深める言語活動を充実する必要性を示している。

- (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

POINT 33

答えが一つではない問題を道徳的課題として捉え、児童が考え議論する道徳科へと転換するため、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習を行い、その意義について考えさせることが求められている。

- (6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

- (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

- (1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

- (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

POINT 34

現行の第3章の第3の1の(3)で、高学年について触れられていた内容を取り入れている。

2 第2に示す道徳の内容は、児童が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

3 (略)

(4) 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

3 (略)

(3) 先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

POINT 35

一部改正では第1章の第4に移動し、整理している。

ウ 多様な見方や考え方でできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

- 4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

第4章～第6章 (略)

- ・一部改正の内容に合わせて現行の内容の順序や場所を変更し、比較しやすいようにしています。
- ・主な変更点を下線で示しています。ただし、文言の移動など、示すと変更点がわかりにくくなる場合には下線を省略しています。

## 一部改正 (平成27年3月告示)

### 第1章 総則

#### 第1 教育課程編成の一般方針

1 (略)

- 2 学校における道徳教育は、特別な教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

3 (略)

#### 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 1 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち

POINT 36

児童一人ひとりのよさを伸ばし、成長を促すために「学習状況」と「成長の様子」を多面的・継続的に把握することが求められている。評価の在り方は平成27年度中に専門家会議で審議される。

評価の方向性(パブリックコメントより)

- ・数値ではなく記述式評価。
- ・相対評価ではなく、個人内評価。
- ・他の児童生徒と比較して、優劣を決めるような評価はなじまない。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくりのまとまりを踏まえた評価。
- ・発達障害等の児童生徒についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有する。
- ・現在の指導要領の書式の在り方を総合的に見直す。

POINT 37

特別な教科として位置付けている。

POINT 38

道徳教育の目標を明確にしている。(小学校は「自己の生き方」)

POINT 39

強調している。

- 5 児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

第4章～第6章（略）

## 一部改正 中学校学習指導要領 新旧対照表とポイント解説

### 現行（平成20年3月告示）

#### 第1章 総則

##### 第1 教育課程編成の一般方針

1（略）

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

3（略）

##### 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 1 第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち

POINT 40

一部改正では次段落に移動し、留意すべき内容として示している。

POINT 41

一部改正では第1章の第4の3に移動し、整理している。

内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

- 3 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

4～7(略)

- 8 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。

POINT 42

現行の第3章の第2に同主旨の内容が書かれていた。

一部改正では、「学校の教育活動全体で行う道徳教育」に関する内容は第1章に、「特別の教科 道徳」に関する内容は第3章にまとめ、構造化して示している。

第3 授業時数等の取扱い

- 1 各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2～5(略)

POINT 43

現行の第3章の第3の内容を、一部改正では第1章の第4に移動し、整理している。

（ここでは対照しやすいように、現行の内容を移動し、並べ替えて示している）

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1(略)

- 2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(14)(略)

- 3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

POINT 44

順序を整理し、「～をすること」、「～する心を育てること」、「～する意欲と態度を養うこと」、「～を身に付けること」と述語を使い分けて示している。

(2) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やまじりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊

POINT 45

小学校との系統性を示している。



内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

- 3 第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

4～7 (略)

### 第3 授業時数等の取扱い

- 1 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2～5 (略)

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 (略)

- 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(14) (略)

## 第3章 道 徳

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。

(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。

(3) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やまじりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極

重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

POINT 46

例示を追加し、表現を変更している。

POINT 47

いじめの防止や、安全の確保について言及している。

POINT 48

「道徳教育」全体ではなく「道徳科」に限定した目標に変更している。

POINT 49

「道徳科」の目標  
最終的な目標は「道徳教育」と同じ「道徳性の育成」であることを示している。

POINT 50

「道徳科」の学習  
生徒が道徳的価値を自覚できるようにするため、その過程をより具体的に示している。

POINT 51

「道徳科」で育てる資質・能力  
「道徳的実践力」を「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」に改めている。判断力が先頭に移動し、「など」を削除している。

POINT 52

指導しやすいよう、キーワードを追加している。また、語尾に「こと」を追加している。  
(ここでは対照しやすいように、現行の内容を並べ替えて示している)

## 第2章 各教科(略)

### 第3章 特別の教科 道徳

#### 第1 目標

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

#### 第2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

##### A 主として自分自身に関すること

[自主、自律、自由と責任]

自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

[節度、節制]

望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。

[向上心、個性の伸長]

自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。

[希望と勇氣、克己と強い意志]

より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇氣をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。

[真理の探究、創造]

真実を大切に、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。

##### B 主として人との関わりに関すること

[思いやり、感謝]

的に取り上げ、道徳的価値を自覚した人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。

- 4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

## 第2章 各教科(略)

### 第3章 道徳

#### 第1 目 標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

#### 第2 内 容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

- 1 主として自分自身に関すること。
  - (3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
  - (4) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
  - (5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。
- (2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
- (4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
- 2 主として他の人とのかわりに関すること。

POINT 53

補充・深化・統合は、一部改正の第3章の第3の2に移動して整理している。

思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。

[礼儀]

礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。

[友情、信頼]

友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。

[相互理解、寛容]

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[遵法精神、公德心]

法やまじりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

[公正、公平、社会正義]

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。

[社会参画、公共の精神]

社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

[勤労]

勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

[家族愛、家庭生活の充実]

父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。

[よりよい学校生活、集団生活の充実]

教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。

[郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度]

郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。

[我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度]

優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。

[国際理解、国際貢献]

POINT 54

現行の 2-(2)と 2-(6)の内容をまとめている。

POINT 55

現行の 2-(3)と 2-(4)の内容をまとめている。

POINT 56

生徒にとっての対象の広がり即して、現行の「3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。」と順序を入れ替えている。

POINT 57

現行の 4-(2)にあった「公德心」の内容を含んでいる。

POINT 58

現行の 4-(5)にあった「奉仕」の内容を含んでいる。

POINT 59

キャリア教育よりの内容に整理している。

POINT 60

現行の 4-(7)と 4-(4)の内容をまとめている。

- (2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
  - (6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
  - (4) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
  - (3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
  - (4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。
  - (5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
- (4) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
  - (3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
  - (2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
  - (5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
  - (6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
  - (7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。
  - (4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
  - (8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
  - (9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。

世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。

#### D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

##### [生命の尊さ]

生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえない生命を尊重すること。

##### [自然愛護]

自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

##### [感動、畏敬の念]

美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

##### [よりよく生きる喜び]

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることに喜びを見いだすこと。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

(3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達の段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとすることのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。

(4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、

POINT 61

生命尊重の重要性を鑑みて、視点の名称を変更している。

POINT 62

現行の3-(2)の内容から、「畏敬の念」の内容を分離している（小学校との系統性の整理）。

POINT 63

文言の順序を入れ替え、整理している。

POINT 64

現行の第3章の第1にあった補充・深化・統合について説明している。

POINT 65

「教え込み」ではなく、多様で効果的な指導方法を積極的に導入するとともに、生徒の主体的な学習が求められている。

POINT 66

小学校にはない記述。教師が生徒と共に考える姿勢を重視している。

POINT 67

道徳科のねらいを達成するために、自らの考えを深める言語活動を充実する必要性を示している。

(40) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

3 主として自然や崇高なものとかかわりに関すること。

(4) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的・発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

2 第2に示す道徳の内容は、生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

3 (略)

(4) 自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。

#### POINT 68

一部改正では、第3章の第3の2の(2)に移動している。

生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。

(5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

(6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

### 3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

4 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

第4章～第5章 (略)

POINT 69

小学校にはない記述。

POINT 70

答えが一つではない問題を道徳的課題として捉え、生徒が考え議論する道徳科へと転換するため、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習を行い、その意義について考えさせることが求められている。

POINT 71

小学校にはない記述。

POINT 72

小学校にはない記述。

POINT 73

現行の第3章の第3の1の(3)に同様の内容が書かれている。

POINT 74

生徒一人ひとりのよさを伸ばし、成長を促すために「学習状況」と「成長の様子」を多面的・継続的に把握することが求められている。評価の在り方は平成27年度中に専門家会議で審議される。

POINT 75

第4章～第5章にも「道徳」→「道徳科」などの文言の修正があるが、ここでは省略している。



POINT 76

一部改正では第1章の第4に移動し、整理している。

(5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

3 (略)

(3) 先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

5 生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

第4章～第5章 (略)

(一部改正 学習指導要領 平成 27(2015)年 3月 27 日告示)

小学校 第5学年及び第6学年(22項目)		中学校(22項目)		キーワード
一部改正	現行	一部改正	現行	
自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	1-(3)	自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。	1-(3)	自主、自律、自由と責任
誠実に、明るい心で生活すること。	1-(4)			
安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	1-(1)	望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。	1-(1)	節度、節制
自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。	1-(6)	自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。	1-(5)	向上心、個性の伸長
より高い目標を立て、希望と勇気を持ち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。	1-(2)	より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる。	1-(2)	希望と勇気、克己と強い意志
真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。	1-(5)	真理を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。	1-(4)	真理の探究、創造
誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。	2-(2)	思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。	2-(2)	思いやり、感謝
日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。	2-(5)			
時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。	2-(1)	礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。	2-(1)	礼儀
友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。	2-(3)	友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。	2-(3)	友情、信頼
自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。	2-(4)			
法やまじりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。	4-(1)	法やまじりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。	4-(1)	遵法精神、公德心
			4-(2)	
誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。	4-(2)	正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。	4-(3)	公正、公平、社会正義
			4-(2)	
働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。	4-(4)	社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。	4-(2)	社会参画、公共の精神
			4-(5)	
父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。	4-(5)	父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。	4-(6)	家族愛、家庭生活の充実
先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合っってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実にも努めること。	4-(6)	教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合っってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実にも努めること。	4-(7)	よりよい学校生活、集団生活の充実
			4-(3)	
我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	4-(7)	郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。	4-(8)	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
			4-(9)	
他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。	4-(8)	世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。	4-(10)	国際理解、国際親善
生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。	3-(1)	生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。	3-(1)	生命の尊さ
自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	3-(2)	自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。	3-(2)	自然愛護
美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。	3-(3)	美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。	3-(2)	感動、畏敬の念
よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること。	★新	人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	3-(3)	よりよく生きる喜び

内容項目一覧

「特別の教科 道徳」の内容の学年段階・学校段階の一覧表

	キーワード	小学校 第1学年及び第2学年(19項目)		小学校 第3学年及び第4学年(20項目)	
		一部改正	現行	一部改正	現行
A 主として自分自身に関すること	善悪の判断、自律、自由と責任	よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	1-(3)	正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。	1-(3)
	正直、誠実	うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	1-(4)	過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。	1-(4)
	節度、節制	健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	1-(1)	自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。	1-(1)
	個性の伸長	自分の特徴に気付くこと。	★新	自分の特徴に付き、長所を伸ばすこと。	1-(5)
	希望と勇氣、努力と強い意志	自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	1-(2)	自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。	1-(2)
	真理の探究				
B 主として人との関わりに関すること	親切、思いやり	身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	2-(2)	相手のことを思いやり、進んで親切にすること。	2-(2)
	感謝	家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	2-(4)	家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。	2-(4)
	礼儀	気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。	2-(1)	礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。	2-(1)
	友情、信頼	友達と仲よくし、助け合うこと。	2-(3)	友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。	2-(3)
	相互理解、寛容			自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。	★新
C 主として集団や社会との関わりに関すること	規則の尊重	約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	4-(1)	約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守る。	4-(1)
	公正、公平、社会正義	自分の好き嫌いにとらわれなで接すること。	★新	誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。	★新
	勤労、公共の精神	働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	4-(2)	働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。	4-(2)
	家族愛、家庭生活の充実	父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。	4-(3)	父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。	4-(3)
	よりよい学校生活、集団生活の充実	先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。	4-(4)	先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。	4-(4)
	伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	4-(5)	我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。	4-(6) 4-(5)
	国際理解、国際親善	他国の人々や文化に親しむこと。	★新	他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。	4-(6)
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	生命の尊さ	生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	3-(1)	生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。	3-(1)
	自然愛護	身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。	3-(2)	自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。	3-(2)
	感動、畏敬の念	美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	3-(3)	美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。	3-(3)
	よりよく生きる喜び				

# 地球の仲間からのメッセージ

## カラスなぜ鳴くの？

この数か月、ずっと気にかかっていたことがありました。

私が住んでいる高層住宅の3階の踊り場から見える支柱の上に直径1cm強の白い球が数個見られたのです。そして、その白い球は日を追うごとに次第に数が増えていったのです。子供がやりそうなことですが、ハシゴもなしに行けるところではありませんし、たとえハシゴがあったとしても危険この上ないところです。そんなところに誰がわざわざ球を置くのか、ずっと気になっていました。その謎が先日、氷解しました。

私が階段を上がって行った時、白い球のところには一羽のカラスが私に驚きあわてて飛び去っていったのです。犯人はカラスだったのです。その日はスニーカーを履いていて靴音が聞こえなかったのでしょうか。ちょうど、新しい球を拾ったカラスがコレクションに加えようと飛んで来たところに出くわしたようです。

以前からカラスがゴルフ場でプレイ中のゴルフボールを持って行って困る、という話が各地で聞かれましたが、鳥の中では抜群に知能が高いことで知られるカラスです、気に入ったものを集めるという趣味を持っていても不思議ではありません。また、自分では到底割れないような硬い木の実を道路上に置き、通過する車にひかせて割って中身を食べるもの、枯れた木の穴の奥深くに潜んでいるイモムシを木の枝を突っ込んで引き出して食べるもの、などなど道具を使う賢いカラスもたくさん知られています。

賢くて興味深い行動をする面白い鳥なのですが、黒い姿が不吉を連想させるせいか、昔から嫌われものでした。現代のカラスはゴミを散らかす元凶として嫌われているようです。しかし、これは人がきちんとした対策をとり、ゴミの取り扱いのルールを守れば防げることだと思います。カラスが人のルール違反を押し付けられているような気がしてなりません。

人を襲うことがあるのもカラスが嫌がられる原因で

しょう。しかし一年中カラスが人を襲っているわけではありません。カラスにとってとても大事な子育ての時期にそんなトラブルが起こるのです。我が子が一番大切なのはカラスも人も同じです。それに不意打ちで人を襲うわけではありません。きちんと前もって「ここには私達の巣があって可愛いヒナがいるから近付かないでね」と警告をしているのです。



ヒナの世話をするカラスの親鳥（写真：PIXTA）

都会に多いハシブトカラスの場合、警告する時には普段の澄んだカァカァではなく、濁ったガァガァという声で鳴きます。それでも人が近付くととまっている電線や枝でクチバシを研ぐような仕草をします。これは威嚇行動です。それでも人が巣に近付くと、その電線や枝を激しくつついたり、近くの木へ飛んで行って葉のついた小枝を折って下へ落としたりといった行動をします。これなど究極の威嚇行動なのです。このように人が近付く段階に応じた威嚇行動をしているのですが、残念ながら人はそれを知りません。気付かずヒナのいる巣に近付き過ぎてしまいカラスが攻撃せざるを得なくなるのです。

この号が皆さんのお手元に届く頃、カラスの子育ては終わっていることでしょう。人とのトラブルもなく、「七つの子」たちが各地で無事に巣立ってくれたことを祈るばかりです。

元天王寺動物園長

長瀬健二郎

## 「特別の教科 道徳」 ポイント解説資料

日文教育資料[道徳]

平成27年(2015年)6月30日発行

編集・発行人 佐々木秀樹

発行所 日本文教出版株式会社

〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5

TEL: 06-6692-1261

本書の無断転載・複製を禁じます。

CD 33279

日本文教出版 株式会社  
<http://www.nichibun-g.co.jp/>

大阪本社 〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5  
TEL:06-6692-1261 FAX:06-6606-5171

東京本社 〒165-0026 東京都中野区新井1-2-16  
TEL:03-3389-4611 FAX:03-3389-4618

九州支社 〒810-0022 福岡市中央区薬院3-11-14  
TEL:092-531-7696 FAX:092-521-3938

東海支社 〒461-0004 名古屋市東区葵1-13-18-7F・B  
TEL:052-979-7260 FAX:052-979-7261

北海道出張所 〒001-0909 札幌市北区新琴似9-12-1-1  
TEL:011-764-1201 FAX:011-764-0690